（様式第２２）（第１８条関係）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人グリーンファイナンス推進機構

代表理事　末吉　竹二郎　殿

登録支援者番号

住　　　　　　　所

名　　　　　　　称

代表者の役職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

登録支援者番号

住　　　　　　　所

名　　　　　　　称

代表者の役職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

登録支援者番号

住　　　　　　　所

名　　　　　　　称

代表者の役職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

令和２年度地域環境保全対策費補助金

（適応プロジェクト等のグリーンプロジェクトの活性化に向けたグリーンボンド・　　　　　　　グリーンローン等の発行促進体制整備支援事業）

発行等支援状況報告書

発行等支援を行ったグリーンボンド等について、発行等が完了しましたので、令和２年度地域環境保全対策費補助金（適応プロジェクト等のグリーンプロジェクトの活性化に向けたグリーンボンド・グリーンローン等の発行促進体制整備支援事業）交付規程（令和２年４月２４日ＧＦ　　規程第１６号。以下「交付規程」という。）第18条の規定に基づき、報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 発行等支援計画番号 |  |

支援対象事業者の詳細

|  |  |
| --- | --- |
| 支援対象事業者名 |  |
| 担当者氏名 |  |
| 担当者TEL |  |
| 担当者E-Mail |  |

１．グリーンボンドガイドライン、

グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン適合性報告シート

　発行支援（融資の支援）を行ったグリーンボンド等（グリーンローン）について、下記のとおり、グリーンボンドガイドライン2020年版（グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2020年版）と適合することを確認しました。

【グリーンボンド、グリーン性を有するサステナビリティボンドの場合】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 記載場所 | べきである／望ましい | ✓ |
| ✓グリーンボンドにより調達される資金は、明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるべきである。当該環境改善効果があることは、発行体が評価すべきである。 | １－① | べきである |  |
| ✓可能な場合には、調達資金の使途となるグリーンプロジェクトの環境改善効果を定量化することが望ましい。 | １－① | 望ましい |  |
| ✓調達資金の使途は、目論見書などの法定書類その他の書類によって投資家に事前に説明すべきである。 | １－④ | べきである |  |
| ✓調達資金の使途の投資家への説明は、グリーンプロジェクトに関する一定の事業区分を示して行うべきである。 | １－⑤ | べきである |  |
| ✓調達資金の使途となる個別のグリーンプロジェクトが具体的に確定している場合、調達資金の使途の投資家への説明は、当該グリーンプロジェクトを明示して行うことが望ましい。 | １－⑤ | 望ましい |  |
| ✓グリーンプロジェクトが、本来の環境改善効果とは別に、付随的に、環境に対してネガティブな効果も持つ場合、調達資金の使途の投資家への説明の際に、そのネガティブな効果に対する評価や、対応の考え方等を併せて説明すべきである。 | １－⑥ | べきである |  |
| ✓調達資金の使途に既に開始されているグリーンプロジェクトのリファイナンスが含まれている場合、調達資金の使途の投資家への説明の際に、①リファイナンスに充当される概算額（又は割合）、②リファイナンスに係るグリーンプロジェクト（又は事業区分）、③リファイナンス対象となるグリーンプロジェクトの対象期間（ルックバック期間）を含めることが望ましい。 | １－⑦ | 望ましい |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 記載場所 | べきである／望ましい | **✓** |
| * 長期にわたり維持が必要である資産について、複数回のグリーンボンドの発行を通じてリファイナンスを行う場合は、発行時点において、その資産の経過年数、残存耐用年数やリファイナンスされる額を明確に開示し、長期にわたる環境改善効果の持続性について評価して、必要に応じて外部機関による評価を受け確認するべきである。 | １－⑦ | べきである |  |
| ✓事前に投資家に、「環境面での目標」（グリーンボンドを通じて実現しようとする環境上のメリット）を説明すべきである。 | ２－① | べきである |  |
| ✓事前に投資家に、「規準」（「環境面での目標」に照らして具体的なプロジェクトを評価及び選定する際の判断の根拠）を説明すべきである。 | ２－① | べきである |  |
| ✓事前に投資家に、「プロセス」（例えば、「あるプロジェクトが上記目標や規準に照らして調達資金の充当対象として適切に環境改善効果をもたらすと判断される根拠」、「実際に誰がどのように上記規準を適用し、グリーンプロジェクトが環境面での目標に合致しているか否かの判断を行うか」等）を説明すべきである。 | ２－① | べきである |  |
| * グリーンプロジェクトの評価・選定に当たり、参照する環境基準・認証がある場合、事前に投資家に説明することが望ましい。 | ２－⑥ | 望ましい |  |
| * グリーンプロジェクトが有する潜在的に重大な環境的、社会的リスクを特定し、制御するために排除規準を設定する場合には、規準の一つとして投資家に事前に説明するべきである。 | ２－⑦ | べきである |  |
| ✓「プロセス」には、環境関連部署などの専門的知見のある部署や外部機関が関与し、環境の観点からの適切性を確保するための牽制を働かせることが望ましい。 | ２－⑨ | 望ましい |  |
| * 環境面の目標、規準及びプロセスに関する情報を、発行体の環境面での持続可能性に関する包括的な目標、戦略、政策等（中期経営計画、サステナビリティ戦略、CSR戦略等）の文脈の中に位置付けた上で、投資家に対して説明することが望ましい。 | ２－⑪ | 望ましい |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 記載場所 | べきである／望ましい | **✓** |
| ✓調達資金の全額について、適切な方法により、追跡管理を行うべきである。この追跡管理は、発行体の内部プロセスによって統制を受けるべきである。 | ３－① | べきである |  |
| ✓グリーンボンドが償還されるまでの間、グリーンプロジェクトへの充当額がグリーンボンドによる調達資金と一致、若しくは上回るようにする、又はグリーンプロジェクトへの充当額と未充当資金の額の合計が、グリーンボンド等による調達資金の合計額と整合するよう、定期的(少なくとも１年に１回)に確認すべきである。 | ３－② | べきである |  |
| * 未充当資金が一時的に生ずる場合には、未充当資金の残高についての想定される運用方法を投資家に説明するとともに、未充当資金は早期にグリーンプロジェクトに充当するよう努めるべきである | ３－② | べきである |  |
| ✓調達資金の追跡管理の方法について、投資家に事前に説明すべきである。 | ３－④ | べきである |  |
| ✓調達資金の管理について、証憑となる文書等を適切に保管しておくことが望ましい。 | ３－⑤ | 望ましい |  |
| ✓未充当資金の運用方法について、投資家に事前に説明すべきである。 | ３－⑦ | べきである |  |
| ✓未充当資金の運用方法は、安全性及び流動性の高い資産による運用とすることが望ましい。 | ３－⑧ | 望ましい |  |
| ✓グリーンボンドの発行の後に、グリーンボンドによる調達資金の使用に関する最新の情報を、一般に開示すべきである。 | ４－① | べきである |  |
| ✓情報の開示は、全ての調達資金が充当されるまでは少なくとも１年に１回及び大きな状況の変化があった場合に行うべきである。また、全ての調達資金が充当された後も、大きな状況の変化があった場合には、適時開示すべきである。 | ４－② | べきである |  |
| ✓開示情報には、以下の項目が含まれるべきである。  ・調達資金を充当したグリーンプロジェクトのリスト  ・各グリーンプロジェクトの概要（進捗状況を含む）  ・各グリーンプロジェクトに充当した資金の額  ・各グリーンプロジェクトがもたらすことが期待される環境改善効果  ・未充当資金の額又は割合、充当予定時期、運用方法 | ４－③ | べきである |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 記載場所 | べきである／望ましい | **✓** |
| ✓調達資金をリファイナンスに充当した場合、開示情報には①調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額（又は割合）、②リファイナンスに係るグリーンプロジェクト（又は事業区分）が含まれることが望ましい。 | ４－④ | 望ましい |  |
| ✓情報開示は、個別グリーンプロジェクト単位でなされることが望ましい。守秘義務契約等の関係でこれが難しい場合、情報を集約した形式で行うことも考えられる。 | ４－⑤ | 望ましい |  |
| ✓環境改善効果の情報開示に当たっては、グリーンプロジェクトの性質等に留意して、適切な指標を用いるべきである。 | ４－⑦ | べきである |  |
| ✓環境改善効果の開示に当たっては、可能な場合には定量的な指標が用いられ、その算定方法や前提条件とともに示されることが望ましい。 | ４－⑧ | 望ましい |  |

【グリーンローンの場合】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 記載場所 | べきである／望ましい | ✓ |
| ✓グリーンローンにより調達　される資金は、明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるべきである。当該環境改善効果があることは、借り手が評価すべきである。 | １－① | べきである |  |
| ✓可能な場合には、調達資金の使途となるグリーンプロジェクトの環境改善効果を定量化することが望ましい。 | １－① | 望ましい |  |
| ✓調達資金の使途は、関係する当事者間で交わされる契約書その他の書類によって貸し手に事前に説明すべきである。 | １－④ | べきである |  |
| ✓調達資金の使途の貸し手への説明は、グリーンプロジェクトに関する一定の事業区分を示して行うべきである。 | １－⑤ | べきである |  |
| ✓調達資金の使途となる個別のグリーンプロジェクトが具体的に確定している場合、調達資金の使途の貸し手への説明は、当該グリーンプロジェクトを明示して行うことが望ましい。 | １－⑤ | 望ましい |  |
| ✓グリーンプロジェクトが、本来の環境改善効果とは別に、付随的に、環境に対してネガティブな効果も持つ場合、調達資金の使途の貸し手への説明の際に、そのネガティブな効果に対する評価や、対応の考え方等を併せて説明すべきである。 | １－⑥ | べきである |  |
| ✓調達資金の使途に既に開始されているグリーンプロジェクトのリファイナンスが含まれている場合、調達資金の使途の貸し手への説明の際に、①リファイナンスに充当される額（又は割合）、②リファイナンスに係るグリーンプロジェクト（又は事業区分）、③リファイナンス対象となるグリーンプロジェクトの対象期間（ルックバック期間）を含めることが望ましい。 | １－⑦ | 望ましい |  |
| * 長期にわたり維持が必要である資産について、複数回のグリーンローンによる資金調達を通じてリファイナンスを行う場合は、融資時点において、その資産の経過年数、残存耐用年数やリファイナンスされる額を明確に開示し、長期にわたる環境改善効果の持続性について評価して、必要に応じて外部機関による評価を受け確認するべきである。 | １－⑦ | べきである |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 記載場所 | べきである／望ましい | **✓** |
| * ローンの複数のトランシェの一部をグリーンローンとする場合、グリーントランシェを明確に指定し、適切な方法により追跡管理できるようにすべきである。 | １－⑧ | べきである |  |
| * 事前に貸し手に、「環境面での目標」（グリーンローンを通じて実現しようとする環境上のメリット）を説明すべきである。 | ２－① | べきである |  |
| ✓事前に貸し手に、「規準」（「環境面での目標」に照らして具体的なプロジェクトを評価及び選定する際の判断の根拠）を説明すべきである。 | ２－① | べきである |  |
| ✓事前に貸し手に、「プロセス」（例えば、「あるプロジェクトが上記目標や規準に照らして調達資金の充当対象として適切に環境改善効果をもたらすと判断される根拠」、「実際に誰がどのように上記規準を適用し、グリーンプロジェクトが環境面での目標に合致しているか否かの判断を行うか」等）を説明すべきである。 | ２－① | べきである |  |
| ✓グリーンプロジェクトの評価・選定に当たり、参照する環境基準・認証がある場合、事前に貸し手に説明することが望ましい。 | ２－⑥ | 望ましい |  |
| * グリーンプロジェクトが有する潜在的に重大な環境的、社会的リスクを特定し、制御するために排除規準を設定する場合には、規準の一つとして貸し手に事前に説明するべきである。 | ２－⑦ | べきである |  |
| * 「プロセス」には、環境関連部署などの専門的知見のある部署や外部機関が関与し、環境の観点からの適切性を確保するための牽制を働かせることが望ましい。 | ２－⑨ | 望ましい |  |
| * 環境面の目標、規準及びプロセスに関する情報を、発行体の環境面での持続可能性に関する包括的な目標、戦略、政策等（中期経営計画、サステナビリティ戦略、CSR戦略等）の文脈の中に位置付けた上で、貸し手に対して説明することが望ましい。 | ２－⑪ | 望ましい |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 記載場所 | べきである／望ましい | **✓** |
| ✓調達資金の全額について、適切な方法により、追跡管理を行うべきである。この追跡管理は、借り手の内部プロセスによって統制を受けるべきである。 | ３－① | べきである |  |
| ✓グリーンローンが償還されるまでの間、グリーンプロジェクトへの充当額がグリーンローンによる調達資金と一致する、又はグリーンプロジェクトへの充当額と未充当資金の額の合計額が、グリーンローンによる調達資金の合計額と整合するよう、定期的(少なくとも１年に１回)に確認すべきである。 | ３－② | べきである |  |
| * 未充当資金が一時的に生ずる場合には、未充当資金の残高についての想定される一時的な運用方法を貸し手に説明するとともに、未充当資金は早期にグリーンプロジェクトに充当するよう努めるべきである | ３－② | べきである |  |
| * 調達資金の追跡管理の方法について、貸し手に事前に説明すべきである。 | ３－④ | べきである |  |
| ✓調達資金の管理について、証憑となる文書等を適切に保管しておくことが望ましい。 | ３－⑤ | 望ましい |  |
| ✓借り手は、グリーンローンにより調達した資金の使用に関する最新の情報を、貸し手であるグリーンローンに参加する金融機関に対して、融資後に報告するべきである。 | ４－① | べきである |  |
| ✓借り手として、グリーンローンによる資金調達であることを主張・標榜し、社会からの支持を得るためには、透明性を確保することが必要である。このため、借り手は、グリーンローンであることを表明する場合には、グリーンローンによる調達資金の使用に関する最新の情報を、一般に開示すべきである。 | ４－② | べきである |  |
| ✓情報の開示は、全ての調達資金が充当されるまでは少なくとも１年に１回及び大きな状況の変化があった場合に行うべきである。また、全ての調達資金が充当された後も、大きな状況の変化があった場合には、適時開示すべきである。 | ４－④ | べきである |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 記載場所 | べきである／望ましい | **✓** |
| ✓開示情報には、以下の項目が含まれるべきである。  ・調達資金を充当したグリーンプロジェクトのリスト  ・各グリーンプロジェクトの概要（進捗状況を含む）  ・各グリーンプロジェクトに充当した資金の額  ・各グリーンプロジェクトがもたらすことが期待される環境改善効果  ・未充当資金の額又は割合、充当予定時期  ※借り手が中小企業であり、貸し手に対する報告と同じ内容を一般に開示することが困難な場合は、上記開示事項の概要にとどめる等、開示内容を簡素化することができる。 | ４－⑤ | べきである |  |
| ✓調達資金をリファイナンスに充当した場合、開示情報には、①調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額（又は割合）、②リファイナンスに係るグリーンプロジェクト（又は事業区分）が含まれることが望ましい。 | ４－⑥ | 望ましい |  |
| ✓情報開示は、個別グリーンプロジェクト単位でなされることが望ましい。守秘義務契約等の関係でこれが難しい場合、情報を集約した形式で行うことも考えられる。 | ４－⑦ | 望ましい |  |
| ✓環境改善効果の情報開示に当たっては、グリーンプロジェクトの性質等に留意して、適切な指標を用いるべきである。 | ４－⑩ | べきである |  |
| ✓環境改善効果の開示に当たっては、可能な場合には定量的な指標が用いられ、その算定方法や前提条件とともに示されることが望ましい。 | ４－⑪ | 望ましい |  |

２．グリーンボンド等の発行等概要報告シート

発行等支援を行ったグリーンボンド等について、下記のとおり報告します。

１．発行等情報

|  |  |
| --- | --- |
| グリーンボンド等の名称 |  |
| 発行体/借り手名・　　　　　支援対象事業者名 |  |
| 発行/調達金額・発行/調達通貨 |  |
| 条件決定日・  発行/調達日 |  |
| 利率 |  |
| その他条件等 |  |
| 利払日 |  |
| 償還期日・（年限） |  |
| 信用格付 |  |
| 引受幹事会社 |  |

２．グリーンボンド等フレームワーク等情報

|  |
| --- |
| グリーンプロジェクトの規模 |
| 億円 |
| グリーンプロジェクトの内容（別紙での説明も可） |
| （グリーンプロジェクトの種類） |
| （グリーンプロジェクトの内容） |
| グリーンボンド等を発行/調達した動機と今後のグリーンボンド等の発行/調達の展望 |
|  |
| プロジェクトを実行する地域 |
|  |
| 期待する環境改善効果 |
| （改善効果） |
| （算定根拠） |
| 想定されるネガティブ効果 |
| （ネガティブ効果の種類） |
| （対応策） |

|  |
| --- |
| プロジェクトを通じて実現を目指す目標 |
|  |
| 発行体・借り手/支援対象事業者の戦略における上記目標の位置づけ |
|  |
| プロジェクトの評価・選定のプロセス |
|  |
| 調達資金の管理方法 |
| ※調達資金の管理方法と、その管理に対する内部統制の仕組みを記載してください。 |
| レポーティング |
|  |
| 外部レビューの付与状況 |
| ※付与した外部レビューを添付書類として提出してください。  （外部レビュー機関）  （外部レビューの種類） |

３．その他

|  |
| --- |
| 本件における投資家／貸し手の属性と全体に占める割合（非公表） |
|  |
| 本件における投資家／貸し手の属性別購入金額（非公表） |
|  |
| 本件における投資家／貸し手の投融資動機（任意回答・非公表） |
|  |
| 本件における投資家／貸し手のグリーン投融資（含むＥＳＧ投融資）に対する考え方と  その実施状況（任意回答・非公表） |
|  |
| 本件における投資家／貸し手の人数の合計（任意回答・非公表） |
|  |
| プライシング・需要の状況（非公表） |
|  |
| 投資表明を行った投資家/協調融資の参加金融機関の一覧 |
|  |
| グリーンボンド等の組成にあたって工夫した点とその成果 |
|  |

注１　本報告シートの記載項目は、原則としてグリーンボンド・ローン促進プラットフォーム等において公表する予定ですが、機密事項に該当する情報が含まれる場合は個別にご相談ください。ただし、「非公表」と記載している項目等については、個別公表はしませんが、分析等に使用し、当該分析結果等については、匿名性を確保した上で統計データ等として公表することがあります。

２　任意回答と記載のある項目への回答は任意です。